

市内商店街における AIO（AI 検索最適化）対策支援業務 公募型プロポーザル方式実施説明書

1 件名

市内商店街における AIO（AI 検索最適化）対策支援業務

2 業務目的

本業務は、ChatGPT や Google Gemini 等の生成 AI の普及に伴う情報検索環境の変化に対応するため、市内商店街のホームページ等のインターネット上の情報を AI が的確かつ魅力的に抽出・要約できる状態を整備し、国内外の利用者に対して的確な情報を届けることを目的とする。併せて、整備した情報を商店街の担当者がタイムリーに更新できる仕組みを構築し、商店街の来街者増加および売上向上を図る。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 事業者選定について

公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定するものとし、審査委員会による審査を行う。

審査会に参加する事業者は、以下の要領で「企画提案書」及び「見積書」等を提出し、後日、提出書類にてプレゼンテーションを実施する。

審査委員会は「企画提案書」及び「見積書」の内容を審査し、提案事業者の中から 1 社を受託候補者として特定する。

5 予算上限額

4, 000 千円（消費税および地方消費税相当額を含む額）

6 参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望するもの（以下、「参加希望者」という。）は、次の要件をすべて満たす法人又は複数の法人によるグループとする。なお、グループの場合は、（1）～（3）の要件を全ての構成員が満たすものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）参加申出書提出期限時点において、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格および審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1

項の有資格業者名簿に記載されていること。

- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 受託候補者に選定された場合、履行期間内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書提出時の担当者が当該業務を担当できること。
- (5) グループの構成員は、単独での参加又は他のグループの構成員として、重複して参加しないこと。
- (6) グループで参加する場合は、代表する法人を定めること。

7 参加資格の喪失

参加希望者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、本プロポーザル参加資格を失うものとし、すでに提出された提案は無効とする。

- (1) 前項に規定する参加資格の要件を満たすものではなくなったとき
- (2) 不正な利益を図る目的で審査委員会の委員等と接触したとき
- (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為等があったとき

8 実施スケジュール

- (1) 公募開始 令和8年5月29日(金)
- (2) 質問書の提出期限 令和8年6月 5日(金) 17時まで
- (3) 質問書への回答(予定) 令和8年6月10日(水)まで
- (4) 参加申出書の提出期限 令和8年6月17日(水) 17時まで
- (5) 提案書・見積書提出期限 令和8年6月23日(火) 正午まで
- (6) 審査会 令和8年6月26日(金)
- (7) 受託候補者特定 令和8年6月30日(火)
- (8) 以後のスケジュールは選定事業者との協議により決定する。

※各実施日は事務の都合により変更される場合あり。

9 説明会

企画提案書の作成等について、説明会は開催しない。質問がある場合は、次項の質問で対応する。

10 質問

質問がある場合は、質問書(様式1)により、「19 事業所管課」へ電子メールにて提出すること。なお、送信後、電話により受信の確認を行うこと。

※提出の際、ファイル名を【貴社名_質問書】とすること

- (1) 質問書の提出期限
令和8年6月5日(金)17時まで
- (2) 質問に対する回答予定
令和8年6月10日(水)までに随時回答
- (3) 質問回答方法
市ホームページにて公開

1.1 参加申出書について

当日参加する者は、以下のとおり参加申出書（様式2）を提出すること。

※提出の際は、ファイル名を【貴社名_参加申出書】とすること。

- (1) 参加申出書の提出期限
令和8年6月17日(水)17時まで
- (2) 提出先
「19 事業所管課」と同じ
- (3) 提出方法
電子メールで提出。なお、送信後、電話により受信の確認を行うこと。

1.2 企画提案書等の提出

参加希望者は、期限までに下記の書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。また、提案にかかる費用については事業者の負担とする。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書（表紙は様式3、以降は様式自由）
A4縦、横書き、片面刷り、左綴じを基本とする。やむを得ずA3を使用する場合は、片袖折り、左綴じとすること。また、提案書にはカバー等はせず、書類一式をホチキス止めで提出すること。
 - イ 事業者概要（様式4）
グループで参加する場合、事業者ごとに提出すること。
 - ウ グループ構成表（様式5）※グループでの参加者のみ
 - エ 配置予定者の同種業務実績（様式6）
 - オ 見積書（様式自由）
見積金額総額及び明細（消費税及び地方消費税を合計した金額）。明細については、制作費や人件費等が詳しく分かるよう記載すること。
※見積金額総額が予算を超えると失格となりますのでご注意ください。

(2) 提出方法・部数

ア 提出方法・部数

下記の2つの方法で提出すること。

(ア) 書面

上記(1)ア～オの提出書類については、6部提出することとし、1部は

原本（社名入り、企画提案書表紙及び見積書は押印入り）、5部はいずれのページにも社名が記載されていないものを提出（郵送又は持参）すること。

※郵送の場合は書留郵便で、下記期限必着のこと。

(イ) データ

メールにて提出。直接添付もしくはオンラインストレージでも可。

企画提案書はPDF形式（下記期限必着）

※提出の際は1つのファイルにまとめ、ファイル名を【貴社名（社名あり）】

【貴社名（社名なし）】とすること

イ 提出先

「19 事業所管課」と同じ

ウ 提出期限

令和8年6月23日(火)正午まで

※持参による提出の場合、平日の9時から17時（ただし、12時から13時を除く。なお、最終日は12時（正午））までの時間厳守とし、この期間以外の受付は一切しない。

※提出の期限を過ぎた場合、失格とする。

(3) 企画提案書の記載内容

図や表などを用いて、わかりやすく簡潔に記載すること。記載する内容は、

「13 企画提案書の記載事項について」のとおり。

なお、市が予め希望調査を行った結果、本事業の実施を希望する商店街は現時点で4件。企画提案にあたり、商店街の個別の情報が必要な場合は、個別に申し出ること。

13 企画提案書の記載事項について

企画提案書に記載する内容は、別紙「評価基準表」の評価項目に沿って記載すること。

14 審査

審査は、提出された企画提案書とプレゼンテーションに基づいて審査委員会による審査を行い、受託候補者を特定する。

(1) 審査会開催（プレゼンテーション）について

ア 日時：令和8年6月26日(金)

※実施時間は、後日電子メールで通知を行う。

イ 会場：北九州市役所本庁舎 7階 若戸の間（予定）

ウ 参加方法：対面形式での開催

エ 説明者：1社3名以内

オ 方法：プレゼンテーション15分、質疑15分（予定）

定められた時間内に企画提案説明を終えること。

審査会では、事前に提出された企画提案書に基づいて説明すること。
(会場ではモニター等を使った発表はせず、また、追加資料なども認めません)

(2) 審査基準

審査の評価項目、評価基準及び配点は、別紙「評価基準表」による。

(3) 企画提案事業者なし又は企画提案事業者が1者の場合の取扱い

応募書類の提出期限までに企画提案書類の提出がなかった場合には公募を中止し、業務内容を再検討する。企画提案書類の提出が1者であった場合は、全委員の評価点(委員1人あたり100点満点)の平均が60点以上であることを選定の基準とし、60点に満たない場合は、選定しないものとする。

15 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは提案者全員に次の事項を通知する。

- ①受託候補者として特定した又は受託候補者として特定されなかった旨
- ②当該提案者の順位及び点数
- ③受託候補者として特定されなかった提案者については、その理由について所定の期限までに説明を求めることができる旨

16 審査結果の公表

受託候補者を特定した場合は、市ホームページに次の事項を公表する。

- ①受託候補者の商号又は名称
- ②提案者数
- ③提案者(受託候補者のみ商号又は名称を表示)の評価結果
- ④審査委員会の委員(外部委員を含む)の氏名及び職名(職業)
- ⑤審査委員会における主な意見
- ⑥市の主な特定理由

17 受託候補者との契約締結

- (1)市は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、市に不利にならない変更であって、公募型プロポーザル方式の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては除く。
- (2)協議が整った場合は、受託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による契約の締結を行う。
- (3)契約保証金は、契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が、北九州市契約規則(以下「契約規則」という。)第25条第7項第1号又は第

- 3号に該当する場合は免除する。
- (4) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様とする。
 - (5) 受託候補者が「7 参加資格の喪失」に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合、上記(4)と同様に処理を行う。
 - (6) その他、本書に定めのない事項は、関係法令及び契約規則などの関係規定の定めに従い処理する。

18 その他注意事項

- (1) 提案に係る経費については、提案事業者の負担とする。また、提出された書類は返却しない。なお、提出された書類等を公開する場合は、事前に当該提案者の同意を得るものとする。
- (2) 企画提案書を提出した後は、実施要領、仕様書等の資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 参加申出書の提出後、希望があれば辞退することが可能。この場合でも、以後、不利益な取り扱いを受けることはない。提案を辞退する場合は、電子メールで辞退届(様式7)を提出すること。

19 事業所管課

北九州市産業経済局サービス産業政策課(担当:立花、佐藤)

電話:093-582-2050 FAX:093-591-2566

住所:〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

Mail:san-service@city.kitakyushu.lg.jp

20 その他

有資格者名簿への業者登録について、令和8年5月29日時点で未登録の場合は、登録期間の関係上参加不可となる。

その他、登録に関しては契約制度課へ問い合わせること。

電話:093-582-2545 FAX:093-582-3113

住所:〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号